

以上の結果は、子どもの側から見た親との情緒的支援の状況であったが、図9は、面接調査において、親本人が、その子を情緒的支援の提供者として挙げたかどうかを示したものである。親との同別居別では、子票での結果と同様の結果が得られた。すなわち、親の情緒的支援者となっている割合は、同居子、別居子（同居子なし）、別居子（同居子あり）の順で高く、全体に父親よりも母親のほうが、子どもから支援を受けている割合が高い。両親の健康状態と情緒的支援の有無には、有意な関連性は認められなかった（母親 $\chi^2=5.11$, $df=2$, $p<.10$; 父親 $\chi^2=1.44$, $df=2$, $n.s.$ ）。

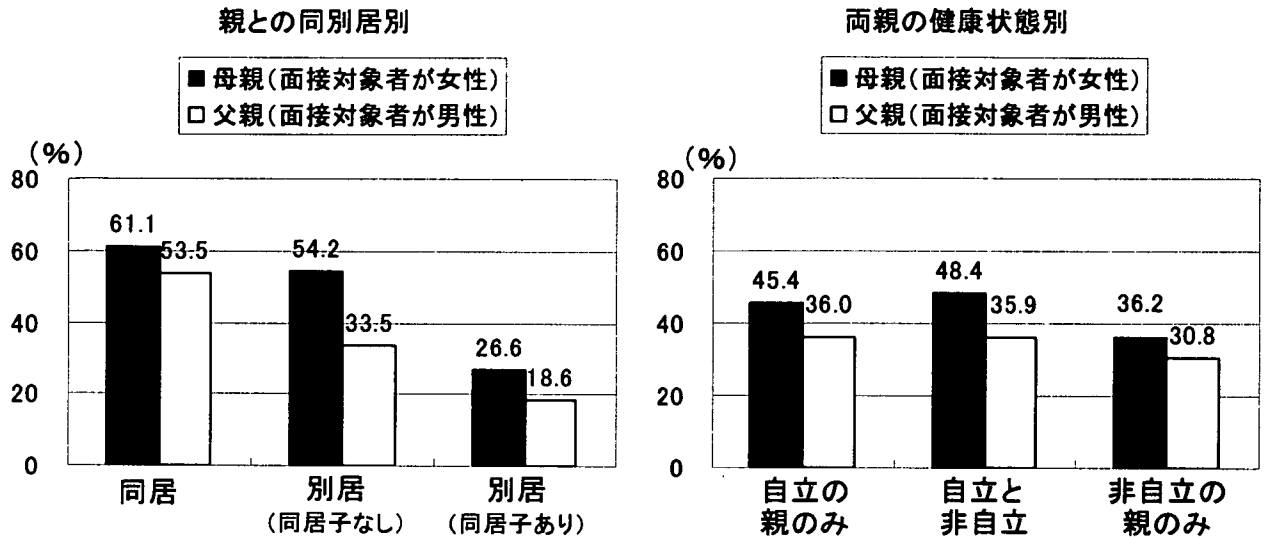


図9 親への面接調査において、心配ごと、困りごとがあるときに話を聞いてくれる相手として挙げられた割合（親票における子から親への情緒的支援）

4) 分析1のまとめ

以上の分析によって明らかにされた高齢者（親）と子どもの間の支援の実態は、次のようにまとめられる：

（1）身体的支援に関しては、親は子どもから支援される側であることが多いが、親への支援量には分散が大きい。

（2）経済的支援に関しては、親を支援している子どもの割合は低く、親から支援を受けている子どもの割合のほうがむしろ高いなど、高齢者は必ずしも支援の受け手にはなっていない。

（3）情緒的支援については、必要なとき（心配ごとがあるとき）に親に提供している子どもが多いものの、父親は、母親ほどは、子どもとの間で情緒的支援の授受を行っていない。

（4）同居子は、身体的、経済的、情緒的支援のいずれにおいても別居子よりも親に支援を提供しており、同別居の差は特に身体的支援で大きい。別居子の間でも、親と同居す

るきょうだいのいない子どものほうが、同居するきょうだいのいる子どもよりも親を支援している。また、同居子では、親から支援を受けている割合も別居子より高い傾向がある。

(5) 日常生活動作が非自立の親のみ(両親とも非自立または片親のみ健在で非自立)の場合は、自立の親がいる場合に比べて、身体的・経済的支援をしている子の割合が高いが、情緒的支援についてはこのような関係はみられない。また非自立の親のみの場合は、自立の親がいる場合に比べて、いずれの支援も親から受けている子は少ない。

3. 分析2：子ども間での親への身体的・経済的支援の分担

1) 使用したデータと分析単位

使用データは引き続き子ども調査とその親のデータである。しかし、ここでは、面接対象者である親とその子ども(未既婚問わず)を「家族」として、家族単位での分析を行った。家族単位でみると、子票を1票以上回収できた家族は422であるが、そこから、一人っ子の家族を除き、子どもが2人以上いる356家族を分析対象とした。

この356家族の内訳は表5の通りである。子ども数は2人が149家族と最も多く、次いで3人が130家族で多かった。複数いる子どものうち、1人のみから子ども調査への回答を得た家族が170、2人の子が回答した家族が124、3人以上の子から回答を得た家族が62であった。

また、ここでは家族単位での分析のため、分析1で用いた子ども単位での重み付け(第6章第2節)は行わなかった。子ども調査の依頼対象となった親で子どもが2人以上いた698人について、1人以上の子から回答があった親となかった親の、性別、年齢、子ども数、同居子の有無を比較したところ、有意な違いがみられたのは同居子の有無のみであった

($\chi^2=4.54$, $df=1$, $p<.05$)。子票を回収した親は未回収の親に比べて同居子がいる割合が高い傾向があったが(65.2%と57.3%)、ここでは同居子の有無別の分析を中心としているため、データ補正の必要性は低いと考えられる。

2) 使用した変数と分析方法

(1) 親の支援見込みの質問方法と分担の仕方の類型化

子ども調査において、きょうだいがいる回答者に対し、「父親や母親が、食事や入浴、服を着る・脱ぐなどの日常生活の動作に介助が必要になった場合、きょうだいの中で誰が中心になって世話をすると思うか」(身体的支援)と、「父親や母親が、医療費や介護費用の援助を必要とするようになった場合、きょうだいの中で、誰がもっとも多く援助すると思うか」(経済的支援)を尋ねた。

回答は、以下の5つの選択肢から1つだけ選択するようになっていた。分析においては、第X子の回答によって次のように得点化し、同じ家族内で調査に回答した子の得点を合計して、第1子から第N子まで(=本人を含むきょうだい数Nの場合)の得点を算出した。

1 あなた(あなた方ご夫婦) = Xに1点、X以外のきょうだいに0点

2 あなた以外のきょうだい = Xに0点、X以外のきょうだいには $1/(N-1)$ 点

3 あなたもきょうだいも同じくらい = X を含む全きょうだいに 1/N 点

4 あなたもきょうだいも援助しない（または援助できない） = X を含む全きょうだいに 0 点

5 その他 = X を含む全きょうだいに 0 点

例えば、3人きょうだいで、第1子と第3子の2人から回答があり、第1子が「あなた」、第3子が「あなた以外のきょうだい」を選択していた場合、第1子は1.5点(=1+1/(3-1))、第2子は0.5点(=1/(3-1))、第3子は0点となる。

身体的支援、経済的支援のそれぞれについて、上記のような計算に基づいて、きょうだいの中で最高得点を得た子が1人のみの場合を「特定子型」、2人以上の場合を「共同型」、全員0点の場合を「その他」とした。また、このようにして得た、身体的支援、経済的支援の分担の仕方の組み合わせから、2種類の支援の子ども間での分担方法について類型化を行った。

表5 分析対象となった356家族の子ども数と調査に回答した子ども数

子ども数	調査に回答した子ども数						合計
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	
2人	73	76	0	0	0	0	149
(%)	(49.0)	(51.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)
3人	58	33	39	0	0	0	130
(%)	(44.6)	(25.4)	(30.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)
4人	28	8	7	4	0	0	47
(%)	(59.6)	(17.0)	(14.9)	(8.5)	(0.0)	(0.0)	(100.0)
5人	8	6	2	3	0	0	19
(%)	(42.1)	(31.6)	(10.5)	(15.8)	(0.0)	(0.0)	(100.0)
6人	2	1	1	2	0	1	7
(%)	(28.6)	(14.3)	(14.3)	(28.6)	(0.0)	(14.3)	(100.0)
7人	1	0	1	1	0	0	3
(%)	(33.3)	(0.0)	(33.3)	(33.3)	(0.0)	(0.0)	(100.0)
8人	0	0	0	0	1	0	1
(%)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	(0.0)	(100.0)
合計	170	124	50	10	1	1	356
(%)	(47.8)	(34.8)	(14.0)	(2.8)	(0.3)	(0.3)	(100.0)

(2) 同居子の有無

親票における子どもについての情報を用いて、親と同居する子が1人以上いる「同居子あり」の家族(n=232)と、「同居子なし」の家族(n=124)に分けた。ただし、「同居子なし」

124 家族中の 100 家族には親の家から 1 時間未満に住む近居子があり、遠居子のみの家族は少なかった。

分析では、同居子のいる家族といない家族で、(1)で得られた支援の分担の仕方における各類型の割合がどのように異なるかを検討した。

3) 結果

表 6 より、身体的支援については、全 356 家族の 76%が、特定の子がほかの子よりも親を多く支援する「特定子型」であることが示されている。身体的支援の場合、同居子がいてもいなくても 70%以上は特定子型であり、同居子の有無による分担類型の有意な違いは見られなかった ($\chi^2=1.33$, $df=2$, $n.s.$)。

一方、経済的支援については、全体の 66%が「特定子型」で、この割合は、同居子のいる家族では 75%であるのに対し、同居子のいない家族では 48%と、同居子の有無による違いが大きかった ($\chi^2=29.04$, $df=2$, $p<.001$)。同居子がいない場合は、「特定子型」と、複数の子が同じくらい支援する「共同型」が同程度の割合であった。

表 6 身体的支援、経済的支援別にみた子ども間での分担の仕方

	子ども間での分担の仕方の類型			計
	特定子型	共同型	その他	
身体的支援(親の日常生活動作の介助が必要になった場合)				
全体	271 (76.1)	67 (18.8)	18 (5.1)	356 (100.0)
同居子あり	181 (78.0)	40 (17.2)	11 (4.7)	232 (100.0)
同居子なし	90 (72.6)	27 (21.8)	7 (5.6)	124 (100.0)
経済的支援(親が医療費・介護費用が必要になった場合)				
全体	235 (66.0)	104 (29.2)	17 (4.8)	356 (100.0)
同居子あり	175 (75.4)	46 (19.8)	11 (4.7)	232 (100.0)
同居子なし	60 (48.4)	58 (46.8)	6 (4.8)	124 (100.0)

この身体的支援と経済的支援の分担方法の類型を組み合わせ割合を示したのが図 10 である。身体的・経済的支援ともに「特定子型」の場合は、その特定子が同じ子かどうかで「特定子集中型(両支援とも同じ子)」、「両支援とも特定子(別の子)」の 2 つに分けた。

同居子がいる家族では、身体的・経済的支援とも特定の子が中心に担う「特定子集中型」が 6 割強を占めており、これに該当する 143 家族中の 140 家族では、特定子とは同居子であった。同居子がいない家族では、「特定子集中型」と「身体的支援は特定子、経済的支援は共同」で親の支援を担うとする家族がそれぞれ 3 割ずつを占めていた。

これらの分担方法に比べると、「経済的支援は特定子、身体的支援は共同」型や、支援の種類によって中心となる子が異なったり、両支援とも共同で行うといった、役割分担型は

少なかった。

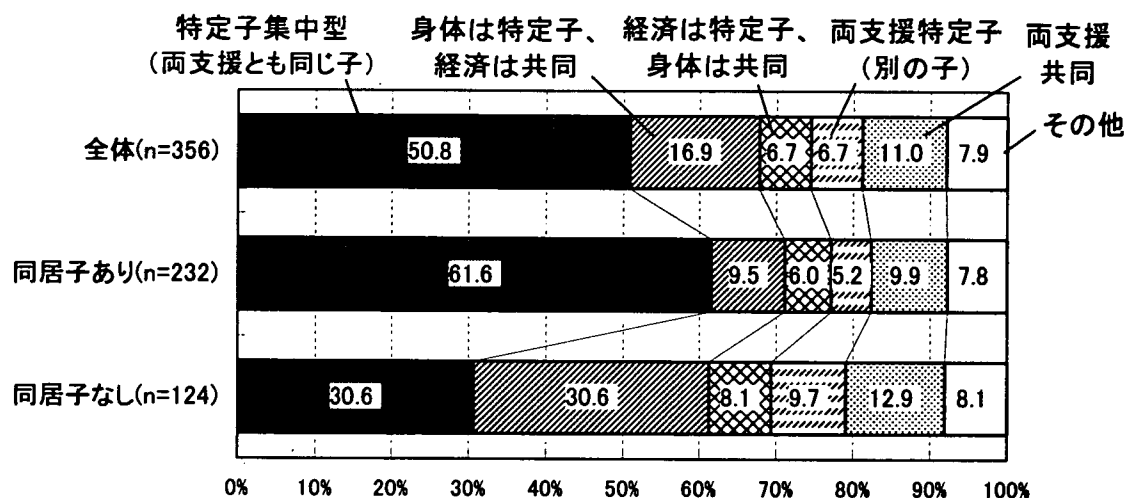


図 10 子ども間での身体的・経済的支援の分担の仕方

4. 総合考察

1) 高齢者は支援の受け手となっているか

労力や時間を提供する身体的支援については、高齢者である親が支援の受け手となっているケースが多い。しかし、子ども単位で見ると、提供している支援量には子どもによるばらつきが大きく、親の健康状態による差も大きいことが示された。

他方、経済的支援については、年に6万円以上の支援という比較的少額な基準を用いても、親を支援した子は2割程度と少なく、むしろ、親から支援を受けている子の割合のほうが高かった。このように、本データのように親のどちらかが77歳以上と高齢の場合でも、実態としては、子どもの経済的扶養の対象となっている高齢者は少なかった。

親への支援量に影響を与える子ども側の要因、例えば自身や配偶者の就労状況、経済状態や、親側の要因については、さらに詳細な検討が必要である。

情緒的支援に関しては、支援を受けた、あるいは必要なときに受けられると認知しているかは非常に主観的な問題のため、子ども側の認知だけで、親と子のどちらがより支援しているのか、あるいは支援の授受の均衡がとれているのかを判断することは難しい。子どもと親の両側からの分析が可能であった、親が受けている情緒的支援についてみると、親と子の回答はおおむね一致しており、特に同居子が情緒的支援を提供する割合が高かった。ただし、高齢者の性別、すなわち父親か母親かでも異なっており、この点については3)において考察したい。

2) 親との同別居と子ども間での支援の分担

本研究では、親との同別居と子ども間（きょうだい間）での分担という視点で、高齢者

への支援について検討した。その結果、親と同居する子は別居の子よりも、親の経済的・身体的・情緒的支援を行っているが、別居子の間でも、親と同居するきょうだいの有無で支援の仕方が異なることが示された。つまり、親への支援は、親と同居するきょうだいのほかにはないことでより促され、あるいは同居するきょうだいがいることで支援が抑えられる傾向が見られた。

しかしながら、別居子による親への支援は、親と同居するきょうだいがいない場合でも、同居子に比べると、身体的・経済的・情緒的のいずれの種類においても少ない。このことは、子どもと同居していない高齢者、特に配偶者もいない単身世帯の高齢者を、情緒的側面を含めてどのように支援していくかという課題の重要性を改めて示している。

また、今後、親の身体的、経済的支援が必要になった場合、子ども間で親の支援をどのように分担するかについて検討した分析2の結果からは、同居子がいる場合は、身体的・経済的支援ともに、特定の子(=同居子)が担う傾向があり、同居子がいなくても、身体的支援については特定の子が担う傾向があることが示された。

子どもと同居しない高齢者は今後とも増加することが予想されるが、本研究の結果は、同居子がいなくても、親の介護(身体的支援)については特定の子が中心に行う傾向があり、介護費用などの経済的支援のみで子ども間での分担が起こる可能性を示している。もっとも、前述のように、実態としては親への経済的支援を行っている子は少なく、親への経済的支援が必要になる事態を、回答者である子どもがどの程度現実味を帯びた問題としてとらえていたかには疑問が残る。

結論としては、子どもが複数いる場合でも、親を支援するための労力を分かち合う方向に進む可能性は低いことから、家族介護者の負担を軽減するための公的サービスの拡充は、今後とも必要性・緊急性が高いと言える。また、単身世帯の高齢者が、情緒的側面を含めて家族以外からの支援を得るための対策について検討していく必要がある。

3) 高齢者の配偶者と子ども間での支援の分担

本研究では、子ども間での支援の分担に焦点を当てたが、高齢者の配偶者と子ども間でのどのように支援を分担するのも重要な課題として残されている。

身体的支援について、両親の健康状態別に年100時間以上の支援割合をみた図4からは、非自立と自立の親がいる場合には、自立した親と子どもとの間で、非自立の親への支援が分担されていることが示唆される。

また、高齢者の性別にみた場合、男性(父親)は女性(母親)に比べて、子どもとの交流頻度が低く、情緒的支援のやりとりも少ない傾向がみられた。高齢者への面接調査からは、男性のほうが女性よりも情緒的支援の提供を配偶者に依存する傾向が強く、女性では、子どもから支援を受ける割合が男性より高いことが示されており(小林他, 2005)、今回の子ども調査の結果とも一致する。このことは、男性高齢者が配偶者と死別した場合、女性高齢者が配偶者と死別した場合以上に、情緒的な支援の提供者を失うリスクが高いことを意味しており、配偶者のいない男性高齢者を情緒的にどのように支援していくかは、政策的にも課題となるだろう。

引用文献

- 小林江里香・杉原陽子・深谷太郎・秋山弘子・Liang, J. (2005). 配偶者の有無と子どもとの距離が高齢者の友人・近隣ネットワークの構造・機能に及ぼす効果 老年社会科学, 26(4), 438-450.
- 内閣府 (2007). 高齢社会白書 (平成 19 年版) ぎょうせい
- 総務省統計局 (2007). 平成 18 年社会生活基本調査 総務省統計局 2007 年 9 月 28 日
<<http://www.stat.go.jp/data/shakai/2006/index.htm>> (2008 年 1 月 10 日)

第2節 どのような子が老親をサポートしているか—家規範と交換に焦点をあてて—

東京学芸大学教育学部

直井 道子

要約

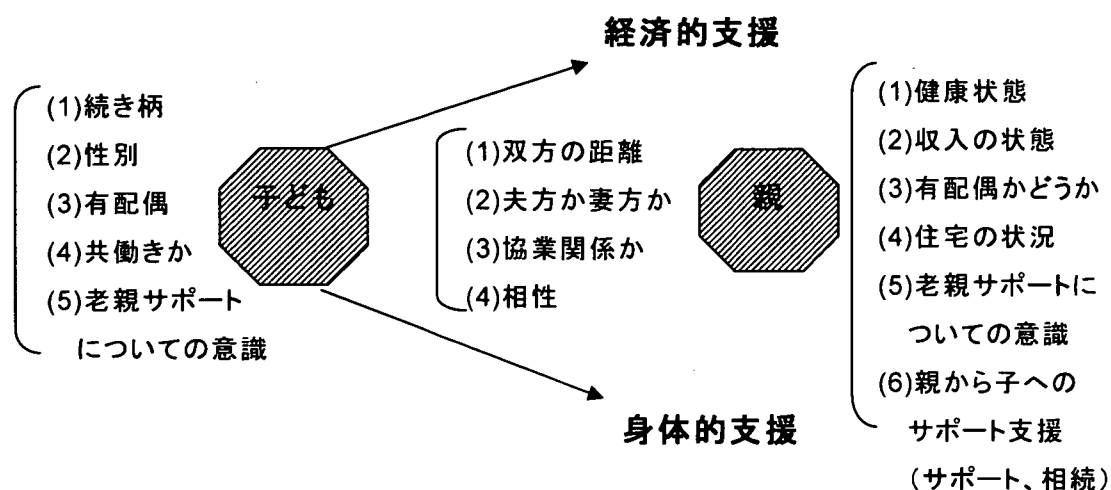
どのような子が老親に経済的、身体的支援(身の回りの世話)を行っているのかを、ジェンダー規範、家規範、交換の3つに焦点を当てつつ、同別居などを統制しながら検討し、その相互の関連を追究した。データは親子が一致した685人の子どもデータに回収率による重み付けをした2,115人を用いた。結果は、1) 経済的支援は男性、身体的支援は女性というジェンダー規範は実子同士(息子と娘)では差異が小さいが、嫁と婿の間では大きく、家規範の影響と見られる。2) ただし、同居の婿は別居の娘より支援するなど、同別居の効果大きい。3) 同居子は長男が多く、家規範の残存と見られる。4) 男性の場合には経済的支援、身体的支援、配偶者の身体的支援のすべてにおいて不動産の相続者が多く支援する傾向があり、交換の発想とも見られるが、女性では身体的支援についてのみ、その傾向が見られた。

1. 目的と仮説

子どものうちどのような子どもが老親をサポートしているのか?という問題を明らかにすることを目的として、サポート(ここでは経済的支援と身体的支援の総称として用いる。)の関連要因を探っていく。検討する支援はこの2つのみであり、情緒的支援や情報支援は扱わない。先行研究から支援に影響を与える変数としては次の15がよく知られている。親の変数としては、(1)健康状態(ADLを含む)、(2)収入・暮らし向きの状態、(3)有配偶かどうか、(4)老親サポートについての意識、(5)住宅の状況、(6)親から子への支援(過去の子へのサポート、相続)の6つが考えられる。子どもの側の変数としては、(1)続き柄、(2)性別、(3)有配偶か、(4)共働きか、(5)老親サポートについての意識、が考えられる。なお、親子の間柄に関する条件として、(1)双方の距離(同別居を含む)、(2)夫方か、妻方か、(3)協業関係か(共に自営業を行うなど)、(4)親子の相性、がある。これらを図示すると次のようになる。

ただし、この15の変数を大きく分類すると、第一に親の側にサポートへのニーズがあるかどうかにかかわる変数として、親の健康、収入、配偶関係、親子の協業の4つ。第二にサポートの利用可能性に関する変数としては、親子の間の距離(同別居を含む)が最も重要であるが、子の有配偶や共働き、親の住宅の状況なども利用可能性にかかわる変数だといえよう。これらをいわば統制変数と考えれば、それ以外で重要

図1 分析枠組み



なのは性別、親子の続き柄、老親サポートについての意識（親、子）、夫方か妻方か 相性、親から子への支援の7つとなる。この7つのうち「相性」は規範にかかわらず、気の合う親子が支援するという状況を想定している。これは、規範を超えた好みであると見ることができ、これを除くと残りの6つの変数には3つの規範が関連しているように思われる。今回はその3つの規範がどの程度効果を及ぼしているのか、その相互の関連はどうなっているのかを見ていく。その3つの規範を次に簡単に述べた後に、それらが相互に絡み合っている可能性についてどう分析していくかを述べる。

1) ジェンダー規範

経済的支援は男性から、身体的支援は女性からというのがジェンダー規範である。この規範は家規範や交換とも複雑にからみあって作用すると思われるので、以下の分析はおおむね男女を統制して行うことにする。

2) 家規範

家規範は長男が老親と同居し、夫婦で親をサポートするという規範であり、さらに嫁にいった娘は夫方の老親をサポートし、実の親をサポートしない、という規範でもある。以下ではその点でジェンダー規範と合わせて分析し、両者の違いに着目する。

3) 交換

交換理論では、過去の親から子へのサポートや不動産の相続（過去の実績、将来の期待）との交換として子どもが親をサポートとする。ただし、家規範に基づくと不動産の相続は男子（原則的に長男）に対して行われ、その不動産で親子が同居することになり、かつ同居（または親子の距離）はサポートの強力な規定要因であることが先行研究であきらかにされている。したがって家規範と交換のからみあいは、長男ではない子が相続した場合や遺産相続がなかった場合にしか検出されない。したがって以下では遺産がなかった場合や先行する親からのサポートがなかった場合に特に着目して分析する。

なお、これらの規範を超えた好みとして、相性とか、親子の類似性を検討した論文もある (Pillemer, 2006)。ただ、多面的にこの変数を扱うことはまだ困難なので、今回は扱わず、以下ではジェンダー規範、家規範、交換のどちらが強いのか、あるいは両者が融合していると思われるのかを検討する。

2. データ

第7波調査の子ども調査のうち、親子情報が一致した685ケースを対象とした。ただし、遠くに住む子が回収されにくい、女の子が回収されやすいなど回収率に偏りがあり、親をサポートしている子が高い比率で回収されている傾向があったため、個々の子ども*i*が回収される予測確率 e_i をロジスティック回帰分析によって求め、その逆数をウェイトとした(第6章第2節参照)。この結果、調査対象となった子全体の回答を推定していることになる。その結果、分析対象者は男性1,075名、女性1,040名、計2,115名となっている。

3. 測定

身体的支援については、質問紙では頻度と1日あたりの平均時間数をいずれもカテゴリーで聞いている。以下では頻度をカテゴリーとして使用した記述もあるが、それぞれの中位数をとって掛け合わせて年間時間として使用した場合もある。中位数が明確でない場合については、頻度では「毎日」を365、「年数回くらい」を3日換算とした。また時間のほうは「5時間より多い」を6とするなどしている。これらの値をどう設定するかで年間時間の開きは相当大きくなることが予想されるため、あくまで相対的な大小としてみる必要がある。

家規範に関連する意識については「親の介護は嫁にいった娘に頼るべきではない」と「自分の財産は自分の老後のために使い、子どもには残さなくてよい」という2つの意見について、「そう思う」「まあそう思う」「あまりそう思わない」「まったくそう思わない」の4件法で聞いた。それぞれの選択肢に「そう思う」から順に1点を与えた。前者の質問では点数が低いほど家規範に同意、後者の質問では反対に点数が低いほど反家規範だと考えられる。

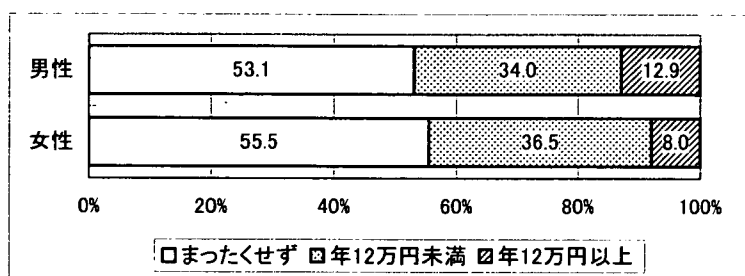
交換については不動産の相続についてのみ扱う。交換についての意識は「遺産は介護や扶養をしてくれた人により多く相続させるほうがよい」という意見についてどう思うかを質問した。家規範の場合と同様、「そう思う」「まあそう思う」「あまりそう思わない」「まったくそう思わない」の順に1点を与えた。

4. 結果

1) ジェンダー規範

過去1年間の子から親への経済的支援の金額(カテゴリー)の男女差を見ると図2のようで、男女間に χ^2 検定で有意な差がある。ただし、その差は年間12万円以上で4.8%の差が目立つくらいでごくわずかである。

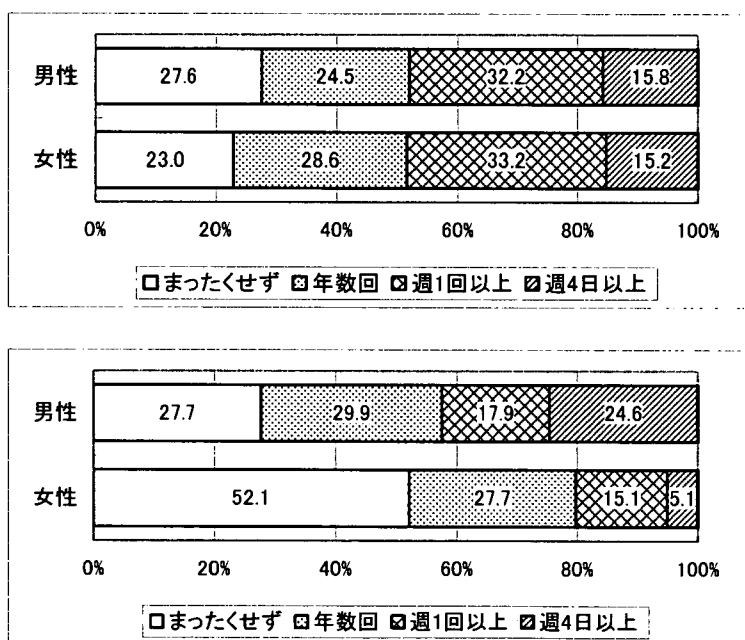
図2 子の性別 親への経済的支援（過去1年） χ^2 検定 $p = .000$



ついで、身体的支援についての頻度に着目すると図3の上段のようである。 χ^2 検定 $p = 0.007$ で男女間に有意差はあるものの、あまり大きな差異は見えにくい。これを大まかに介護時間に換算してみると男性が年間137時間、女性が186時間で分散分析で有意な差異がある。

図3 子の性別 身体的支援頻度（過去1年）、 χ^2 検定 $p = 0.007$

下段は配偶者の子の性別、身体的支援（過去1年） χ^2 検定 $p = 0.000$



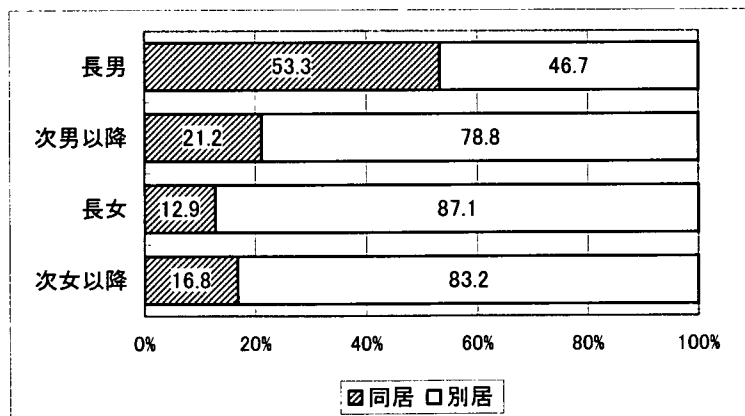
身体的支援については、誰が支援するかについて2つの原理がせめぎあっているように思われる。ひとつは本人規範とでもいうべきもので、実の子が支援すべきだという原理。もうひとつはジェンダー規範で、女性が提供すべきだという原理である。この2つの原理のいずれが強いのかは、とくに男の子が結婚している場合にはわかりやすい。本人原理が強ければ男の子でも支援するし、ジェンダー原理が強ければ男の子の配偶者が支援する可能性が大きくなる。その状況を配偶者の支援について図3の下段に示した。この図の性別は子の性別であるから、配偶者の性別はこれと反対になる。

男性の配偶者、いわゆる嫁は2割以上が週4日以上世話をしているが、女性の配偶者、いわゆる婿が4日以上するのはわずか5%台で全くしていないほうが5割を超えている。上段のグラフに比べて男女の差異が大きいことは一目瞭然であろう。年間時間換算でも男性の配偶者すなわち嫁が206時間、女性の配偶者すなわち婿は60時間と本人の男女差よりはるかに大きい男女差が見られる。身体的支援は女性、というジェンダー規範は実の子の間、すなわち娘と息子の間ではわずかだが、嫁と婿の間では顕著だといえる。このことはあるいは家規範で説明できると思われる。

2) 家規範

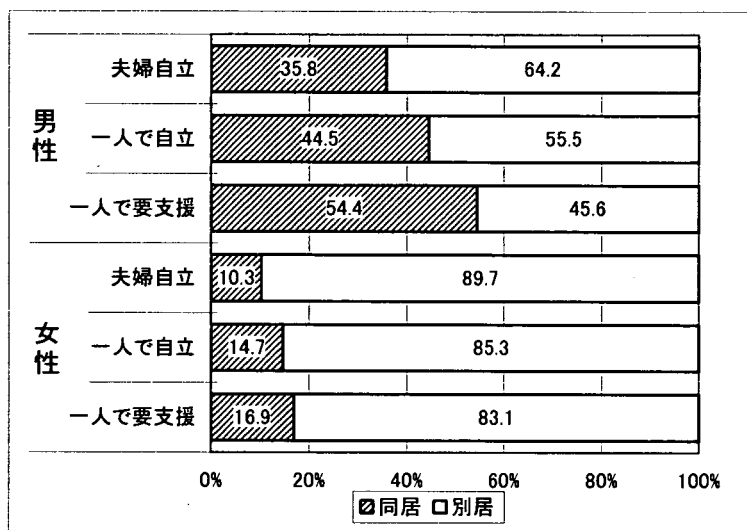
家規範は長男夫婦が同居し、親を支援するという規範である。家規範と親への支援という本題に入る前に現代の同居が家規範と関連するものなのか、むしろ親のニーズなどによるものなのかを見ておく必要がある。まず、同居率を子供の続柄別に見ると、図4のように長男の同居率のみ5割を越えており、次に次男以降（長男以外の息子の意味）の同居率が2割程度で、女の子の同居率よりも高かった。全体の同居率は28.8%ほどである。これらのことをあわせて考えると、同居率は低下しているものの、同居する場合には長男と、という規範はまだ残っているといえるだろう。なお、同居者が男の子か女の子かで同居形態（台所が同じかどうかなど）に差異があるかも検討したが有意差は見られなかった。また同居していない子との時間的距離は男女別で差があり、女の子の方がやや近い傾向が見られた。

図4 子供の続き柄別 親との同居の有無 χ^2 検定 $p=0.000$



親のニーズとの関連は図5で見られるが、やはり男性の場合には親に支援が必要なほど同居率が高いのに対して女性の場合には有意な差が見られなかった。本稿ではこの点に深入りはしないが、女の子の場合には男きょうだいが同居している可能性もかなりある。

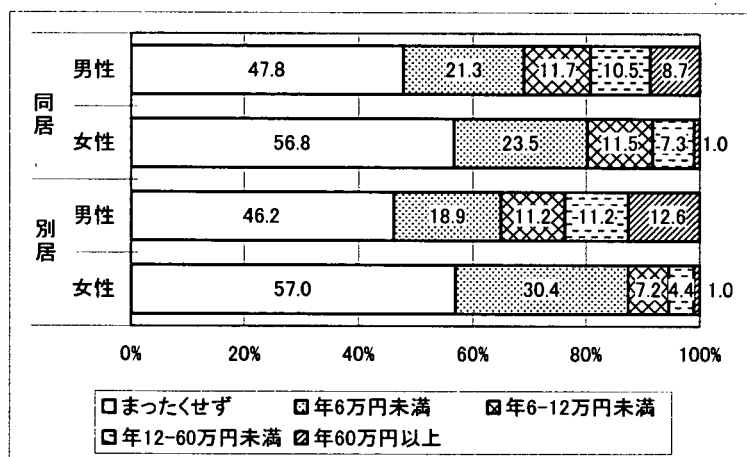
図5 子の性別 親のニーズ別同居の有無



同居者の中での親のニーズ別 χ^2 検定 p=0.001
 別居者の中での親のニーズ別 χ^2 検定 p=0.098

これを前提として、今度は同別居別に子の性別と親への経済的支援の関係をみてみよう。図6に見られるように、同居者の中では男女に有意差はなく、別居の者より高率に親への支援をしている。別居者は男女とも支援をしていない者が57%にも上るが、男女で有意差があり、年額6万円以上支援する人は男の子の方がやや多いがその差はわずかである。

図6 親との同別居別 子の性別 親への経済的支援

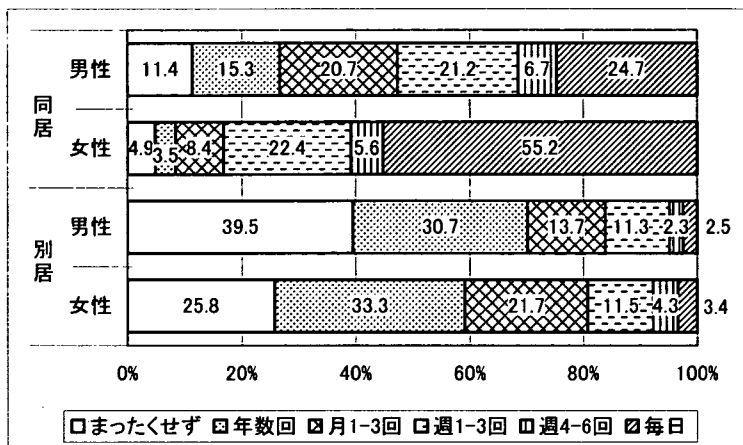


同居者の中での性別 χ^2 検定 p=0.714
 別居者の中での性別 χ^2 検定 p=0.001

次に子どもからの身体的支援の頻度を親との同別居別に見たのが図7の上段である。同居のほうがはるかに高率に親への身体的支援を行っていて、男女差もある。同居の

男性、同居の女性、別居の女性、別居の男性の順に頻度多く支援をしているといえそうだ。

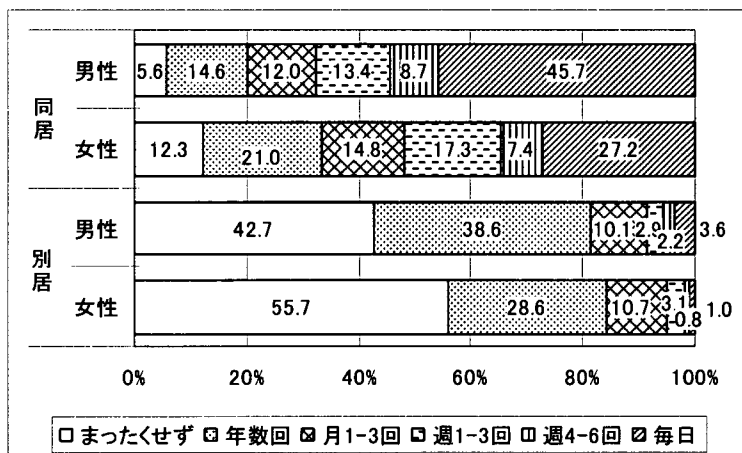
図7 親との同居別居別 子の性別 親への身体的支援



同居者の中での性別 χ^2 検定 p=0.000

別居者の中での性別 χ^2 検定 p=0.000

同居別居別 子の性別 子の配偶者の身体的支援



同居者の中での性別 χ^2 検定 p=0.027

別居者の中での性別 χ^2 検定 p=0.000

下段は子の配偶者の身体的支援であるが、男女とも同居だと有意に支援頻度が高く、特に男性の配偶者、つまり嫁の頻度が高い。別居でも男女によるちがいは見られ、女性の配偶者、すなわち婿は5割以上が何もしていない。今度は年間の時間数を計算してみると表1のようになる。どの続き柄の子ども、子どもの配偶者も同居別居で有意差があるが、別居の子どもの配偶者（嫁と婿）のみ、有意差がない。どちらもあまり介護をしないのである。そもそも同居には親のADLや親が有配偶かどうかに関連をもっている、同居で支援が多いのはそのためもあるが、たとえば親が無配偶で要介護のサンプルに限っても、同居では男性502時間、女性693時間に対して別居は男性242時間、

表1 同別居別、性別 年間身体的支援時間平均

	息子	娘	嫁	婿
同居	257	624 **	471	254 **
別居	54	117 **	43	39 n. s.
	**	**	**	**

それぞれの同別居差 ** 分散分析で $p=0.000$

同居での子どもの性別（息子と娘）**分散分析で $p=0.000$

同居での子どもの配偶者の性別（嫁と婿）** $p=0.004$

別居での子どもの性別（息子と娘）分散分析で ** $p=0.000$

別居での子どもの配偶者の性別（嫁と婿）n. s. $p=0.628$

女性496時間である。たしかに女性のほうが支援時間は長いが、別居の女性は同居の男性の世話時間より小さく、親のニーズをコントロールしても同居のほうが男女とも世話をし、別居の女性より同居の男性が世話をしているといえる。以上から同居でも別居でも男性が経済的支援、女性が身体的支援をするという意味ではジェンダー規範が生きているように見えるが、家規範と相互作用すると、同居と別居の差異のほうが大きいことがわかったといえる。

この点を家規範に関連する意識という面からみてみよう。家規範はすでに述べたように2つの意見への賛否を点数化した。その性別、世代（親子）別の平均点は表2のようである。点数が低いほど意見への肯定をあらわしている。分散分析をしたところ、「嫁にいった娘」のほうは親子とも平均で有意な男女差が見られ、男性は女性より嫁にいった娘に頼らないことに肯定的、すなわち家規範的である。ところが「子に財産を残さない」のほうは親世代では男性のほうが肯定的なのに、子世代では反対に女性のほうが肯定的である。これらの傾向を家規範的かどうかという点で一般化しようとする。「子に財産を残さない」は反家規範的な意見だと考えられるので、この傾向を家規範的かどうかという点で一般化しようとする親世代が矛盾していることになる。親世代の女性が子どもにより財産を残したいと考えることの解釈は後に交換についての意識のところで行う。

表2 親子の世代別 性別 意見についての肯定度平均点（低いほうが肯定）

		親	子
介護を嫁にいった娘に頼らない	男	1.87 **	2.47 **
	女	2.16	3.02
財産は自分の代で使って子どもに残さない	男	2.37 **	2.53 **
	女	2.63	2.24

** 分散分析で男女間 $p=0.000$

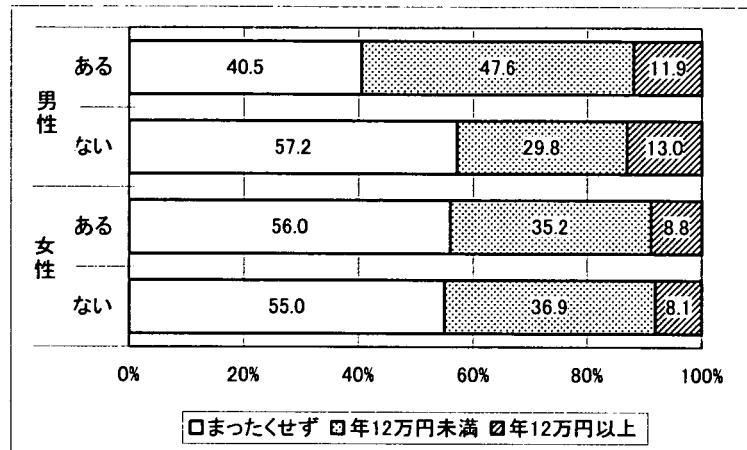
家規範について以上をまとめると、男性が経済的支援、女性が身体的支援というジェンダー規範よりは親と同居しているかどうか支援をするかどうかに関係が大きい。同居の男性は別居の女性より身体的支援をする傾向があり、同居の場合の男女差は少ない。親のニーズをコントロールしてもなお同居の効果は大きい。そして同居する子は長男が最も多く、ついで他の男子で女の子は少ない。ここには家規範的な父系の考え方が残っていると見える。ただし、これは子どもの調査から見えることで、対象者が女の子の場合に他のきょうだい同居しているかどうかは、また別の機会に検討する。

3) 交換

交換仮説にはこれまで親からしてもらった支援との長期にわたる交換と、不動産の譲渡・相続（以下相続と略、ただし両親健在で譲渡を受けたものも含まれる）による交換の2通りの仮説を考えることができるが、ここでは相続との関連のみを検討する。分析に入る前に、不動産の相続の状況を確認しておく、相続をした子は全体の17.4%しかなく、男性25.4%、女性9.0%で男性のほうが有意に高率に相続している。ここに父系の家規範の名残を見ることができるが、長男と次男以降の間に有意差はあるもののその差は7%ほど（27.9%と20.9%）でそれほど大きくはなく、家規範も変化してきているとみることもできる。また不動産の相続と同居率も関連しており、男性で相続、男性で相続せず、女性で相続、女性で相続せずの順に同居率は60.2、35.1、23.4、13.2%となっている。すなわち男性で相続しなかった子も女性で相続した子よりは同居している。ここではやはり長男の同居率が高く、これも家規範の名残と見られる。

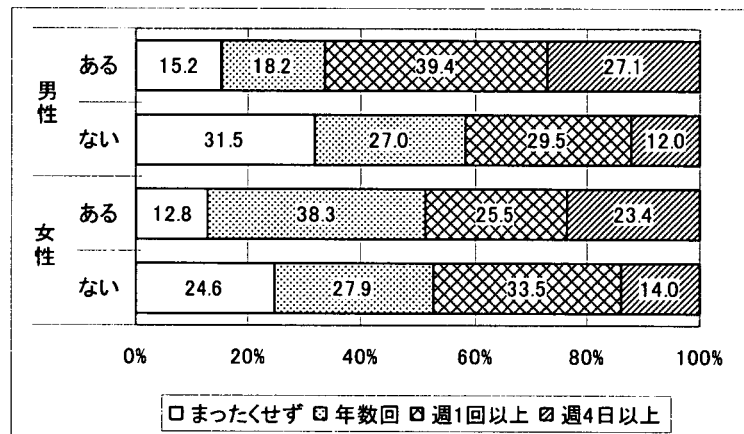
これらのことを念頭におきながら親から不動産を相続したかどうかと、経済的支援の関連を男女別にみたところ、図8のように男性では有意な関連が見られ、不動産を相続した子のほうが経済的支援を提供する傾向が見られたが、女性では見られなかった。すなわち、男性には相続との交換仮説があてはまるが、女性ではあてはまらない。ついで図9では相続と身体的支援の関連を見た。男女とも有意な差異が見られ、相続をした者のほうが身体的支援をしていた。次に相続と配偶者の身体的支援の関連をみたのが図10である。こちらでは χ^2 検定で男性には有意差が見られ、女性には見られなかった。この表では本人が男性の場合の配偶者は妻であるから、息子の妻、いわゆる嫁が老親の身体的支援をする場合については不動産を相続したかどうかに関連しているが、娘の夫、いわゆる婿がいわゆる婿が身体的支援をするかどうかには関連していないということになる。

図8 子の性別 親からの不動産相続有無別 経済的支援



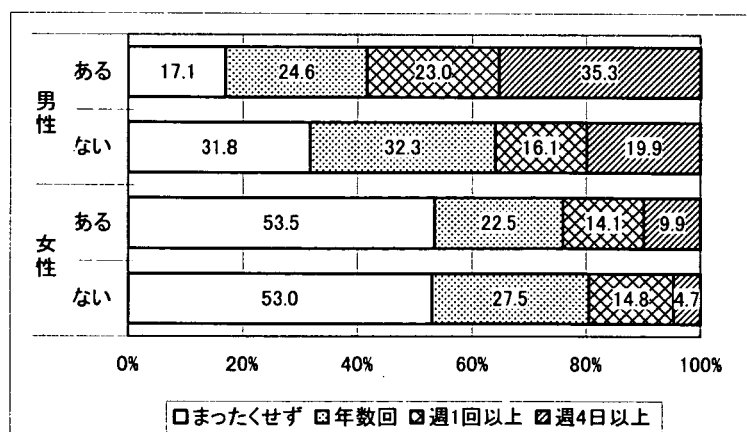
χ^2 検定 男性 $p=0.000$ 女性 $p=0.322$

図9 親からの不動産相続有無別 身体的支援頻度 (本人)



χ^2 検定 男性 $p=0.000$ 女性 $p=0.000$

図10 親からの不動産相続有無別 身体的支援頻度 (子の配偶者から)



χ^2 検定 男性 $p=0.001$ 女性 $p=0.187$

以上を不動産相続の効果という点からまとめれば、男性では経済的支援、身体的支援、配偶者の身体的支援のすべてに相続の効果が認められた。しかし、女性では本人の身体的支援でのみ相続したもののほうが支援が多かった。ただし、既に述べたように、親からの不動産の相続は男性に偏っている。また不動産を相続することは同居につながりやすく、それが親への支援につながっている。

ジェンダーの効果と相続の効果と比較すると、経済的支援については相続しなかった男性のほうが相続した女性より支援している。また身体的支援については男女とも相続したもののほうが支援をしているが、相続しなかった男性よりは相続した女性のほうが支援している。いずれも相続の効果よりジェンダーの効果が大きいと言える。

なお、これまでの考察は両親健在で不動産を譲渡されたことがある子も含まれていた。念のため、両親健在者を除いて同じ分析を行ったところ、結果はほとんど同じであったが、配偶者からの身体的支援について男女とも有意差が出たところだけがちがっていた。少なくとも親の一方がなくなっている場合については、女性対象者の夫、いわゆる婿も相続したほうがより支援をおこなっているということである。

次に交換に関連した意識「遺産は介護や扶養をしてくれた人により多く相続させるほうがよい」という意見についての肯定度をみてみよう。この意見は長男が相続し介護してくれるという慣行との関連では家規範的だとも考えられるが、最近では続き柄にかかわらず介護してくれた人に対価的に相続させるという文脈で語られることが多くなっているので、あえて交換の項目で扱うことにした。表3にその性別平均点を世代別に示した。点数が低いほうの肯定度が高いことを表している。表に見られるように、親は男女で有意差があり、女性のほうがより肯定的であった。しかし、子世代では男女で有意差はない。さきに「財産は子に残さない」に対して女性のほうが否定的であったことを考え合わせると、親世代の女性は財産を相続させた子に対価として介護してもらおう、という事態も想定しているのではないかと推測できる。平均寿命の男女差、結婚年齢の男女差に加えて性別役割分業の結果などによって夫からの介護をあまり期待できない女性高齢者は子どもからの介護により多くの期待をかけるとしても不思議ではないだろう。また、子世代で不動産の相続経験のある人はない人より平均点が低く有意に肯定的であった。自己の立場の正当化作用が働いていると見ることができよう。

表3 親子の世代別・性別・親からの不動産相続有無別・意見についての肯定度平均点（低いほうが肯定的）

		親	子
介護した子が多く相続	男	1.92 **	1.96 n. s.
	女	1.66	1.90
親からの相続経験	あり	-	1.63 **
	なし	-	1.81

5. 結論と考察

これまでの分析結果を簡単に要約しつつ解釈し、かつそれがどのような政策的含意を持つのかを考察する。

1) ジェンダー規範について

男性が経済的支援、女性が身体的支援というジェンダー規範は実の子に関してはかなり差が小さくなっているが、子の配偶者については残っている。嫁は家規範の残像があつてかなり支援をしているのに対して、婿は同居しない限り支援していない。このことは子ども夫婦の葛藤の種になっている可能性があり、政策的に男女とも経済的支援、身体的支援の双方が可能な教育が必要である。さらに家族を父系的に見て夫方の親を優先的に支援するという考え方も葛藤の種であり、双系的（父系も母系も平等）にとらえる意識改革が必要である。

2) 家規範について

家規範に対しておおむね男性のほうが女性より肯定的であり、この男女差は子世代になると差が少ない傾向にある。ただし、一般的に家規範が残存しているというよりは、その構成要素ごとに残存している度合いは異なっている。

構成要素ごとにみていくと、長男が高い比率で同居支援することは家規範の残存の現れであろう。そして同居か否かは子どもの性別以上に支援をするかどうかには効果があり、同居すれば男の子も女の子もまたその配偶者も別居の場合より経済的にも身体的にも支援する傾向がある。（遠距離の場合にはしたくても支援できないとことも関連しているが）

また親世代では女性のほうが「嫁にいった娘には介護を頼まない」に賛成度が低く、介護を結婚した娘に頼ることに抵抗が少ない。また介護をしてくれた子に多く遺産を残すことを考える人が男性より高率だと思われる。配偶者に介護が期待しにくい女性は自分の老後について子どもへの依存や交換を視野に入れていると解釈できる。家規範も現代の必要性和相互作用しつつ変容していることの例であり、その変容から何が政策的に必要とされているのかを汲み取る必要がある。この場合にはリバースモーゲージなど配偶者、子ども以外の支援の形が必要とされているのではないか。

3) 相続について

親から不動産の譲渡・相続を受けた子は特に男性の子の場合はより多くの支援を提供しており、また親と同居している子は「介護した子に多く相続」という交換の発想をより肯定している。このことから、親を介護した子どもやその配偶者は相続で有利になるべきだという政策論が語られたこともある。しかし、そもそも相続する子の比率は多くはなく、またすべての親が介護を必要とするとも限らないため、介護と相続の交換はきわめて不確実で偶然性に左右される。また近年の介護は長期化したため、子どもの誰か一人に任せるというよりは子どもが力を出し合うという要素も増えている。したがって、介護と相続の交換を暗黙の契約のように考えることはかえって子どもたちの将来の関係に禍根を残すことになりやすい。むしろ、親と同居した場合には支援が非常に多くなりやすいことに着目して、同居の子に対するサービス面での社会

的支援がむしろ理にかなっている。また、子どもの相続分よりは寡婦の相続を優先する政策も考えられてよいだろう。

6. 参考文献

Pillemer, K, & Suitor, J. J., Making Choices Within-Family Study of Caregiver Selection, *Gerontologist* vol.46 No.4 439-448, 2006)